

砂川市規則第18号

令和6年3月29日

砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成12年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。